

**小布施町立図書館長
花井裕一郎氏講演**
「街なか図書館活動を
いかに創るか」
十一月十七日（木）十九時
中津川市川文化会館



講演ハイライト大意
▼①図書館という空間を通してまちづくりの一端を担える。②まちづくりを演出する。③小布施の人たちと共につくる「図書館」。④図書館法を基礎に図書館を運営する。図書館法が描く図

図書館がこんな人にとってどんな役割を担っているか
夜の図書館VOL.4 ワークショップ「図書館 CAMPAIN」中津川
▼二班に分かれて中山道を散策・市外からの参加者も！

十一月二十二日（火）十三時半中津川駅集合、19時解散・中山道周辺を探索
《各商店街と図書館の協働》
▼私の班には市外の方が3名も。「白木屋さんの隣のおばあさんの店に「自由にお休み下さい」とあったのが気に入った様子で、「図書館から外に目を向けまちなかで外に向けた仕掛けを」、「高札を現代風に至る所に立てる」、「酒蔵（酒遊館）を開放」、「図書館で栗きんとんを味わう」などのアドバイス。市外の方々の新しい目や声を素直にお聞きしたい。
▼水の湧き出るところが栄えていた昔を今に再現したいですね。文化振興課の原さんの説明は、地元でも知らないことばかり。原さんがガイドす

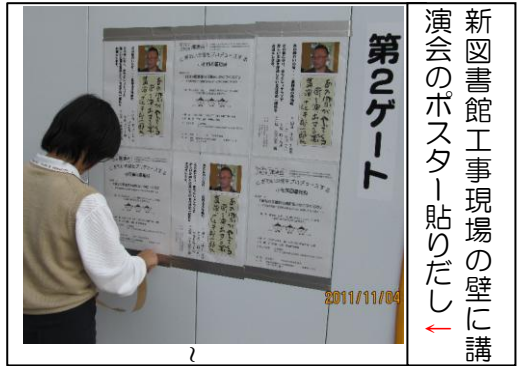
書館では何でもできる。
講演を聞いて
《図書館を使い小布施町づくり》
▼六月の訪問時に目からうろこの話を再現された講演会で今回の印象は、●「今」をデジタル化し（小布施人百人選）記録しないと将来空白になってしまう。●小布施ちずぶらり小布施町の絵地図の上に現在地を表示。小布施町のおすすぬスポーツを見たりとiPadが力を発揮！●図書館支援には、商店街の二世たちがボランティアグループ・Quickenで活動し街の賑わいを継続できる体制ができてい等々の点でした。

町の皆が力を合わせないと
▼小布施図書館で「花井さん是非中津川へ」と六月十八日にお誘いして僅か五か月後の再会でした。
▼商店街の協力なくして町の活性化は無い事が今回の講演でも良く分かりましたよね。

る「中山道を歩〜ミ〜ゼ〜」に期待します。
▼各商店街の協力がなくては活性化しないと感じて帰路に着きました。
歴史的遺構豊富・歩くことで面影を感じ取れる
▼京都側の中津川橋から江戸方面の茶屋坂までの「中津川宿」を散策して「町と図書館でなにができるか」を見つめるテーマでした。
(1) 中津川橋の上から下を流れる中津川を眺めると、まず目に入るのが河川敷を埋め尽くす伸びた雑草。この河川敷を遊歩道として市民や旅行者の憩いの場にした。
(2) 本町公園から市役所

《図書館は「交流と創造を楽しむ文化の拠点」》
▼花井さんの指摘に納得。①図書館運営の基本理念を「交流と創造を楽しむ文化の拠点」とし、この理念に一致するかどうかを行動の判断基準に図書館を運営、②ホスピタリティ（おもてなし）の精神で来館者を迎えている。③これからの図書館はデジタル・アーカイブ（電子書庫）は必然、④しかし、そこでの創造をより豊かにするために文字・図書の情報は不可欠。

《図書館法は図書館の守り神》
▼「図書館は何でもあり」との花井さんの指摘にわくわくしました。図書館が、①市民の教養、調査研究に資する、②地域を支える情報拠点化、③文学・芸術鑑賞、レクリエーション、市民交流等、市民の集文化活動の場となれるとは何とすごいことでしょう。



新図書館工事現場の壁に講演会のポスター貼りだし
第2ゲート
方面に「中山道としての遊歩道で桜と紅葉の季節には何かできそうです。
(3) 現在は本町と新町に統一された町名もかつては道路が交差したり横道に分かれる毎に別々。その面影を歩くことで感じ取れた。
(4) 中津川宿には大変多くの歴史的遺構があることを改めて知った。この地区全体が「重伝建地区」に指定されるよう図書館で取組みたい。

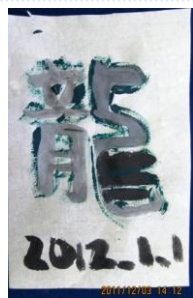
中央館と公民館図書室「わくわく」12月展示

《図書館くらぶも独自に、工事現場の定点観測開始》市は、図書館HPにて工事の進捗を画像で紹介中



福岡展示 12月予定

《福岡の展示》
▼十一月九日展示作業中
→



▼午前と午後、記者を入れて合計八名の生徒さんが参加。左は生徒さんの作品の一つです。

十二月三日図書館会議室にて年賀状づくり! 墨で遊ぼう!



《←展示中の正月飾り!》《↓中央館の12月展示:12/2の作業完了..》↑↓

《加子母の図書館ボランティアの皆さんと小林館長と図書館くらぶの交流会》十二月十九日
▼九時 図書館駐車場集合 / 十時 加子母総合事務所着 / 十時〜十四時 交流会

《新図書館の愛称募集中》
▼十二月十五日消印有効です。
・応募はにぎわいプラザ四階新図書館準備室まで。

《はがきコンクールの進捗》
▼市内小中学校の合計三十校を訪問し、生徒さんの応募をお願いしました。十二月十二日には応募作品の張り出し作業をします。於中央公民館

《「かけはし」の壁新聞登場》
▼工事事務所のご厚意で、工事現場壁面に、図書館くらぶ通信を貼りだしました。今後順次追加します。



図書館法第三条：図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね（左の）各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。一郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム^{（一）}の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。二～五は略、六読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。七時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること、八学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること（中津川市に履行義務があります）